

障がい者の権利擁護や差別解消にかかる相談などに対応するため、常設の窓口を設置し、様々な悩みや相談を無料でお受けいたします。



相談内容

- 生命や身体に対する侵害
- 相続に関する相談
- 家族・親族との人権関係
- 隣人・知人との人権関係
- 障がい者の差別解消に関する相談
- 財産に対する侵害
- 金融・消費・契約関係
- 雇用・勤務条件関係
- 職場・施設での人権関係

対象者

- 福岡市在住の障がい者・家族・関係者など
- 福岡市内の会社やお店などの事業者

相談受付時間 相談は無料、秘密厳守です。

■ 一般相談 専任相談員が対応

月曜～金曜 午前9時～午後5時まで（第2・第4木曜除く）
第2・第4木曜 正午～午後8時まで（お仕事帰りの相談に対応）

※祝日・年末年始はお休み

※留守番電話・ファックスは24時間受付

各種相談

電話やホームページで**ご確認ください**

※各種相談の日程

※ピア相談の障がい種別

福岡市障がい者110番

検索

■ 法律相談（月2回）

事前予約が必要

弁護士が対応

第2・第4木曜

午後1時～午後3時まで

■ ピア相談（月1回）

障がい当事者（その家族）が対応

第3水曜

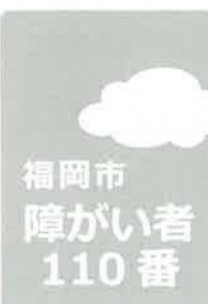
午前10時～正午まで

■ 精神保健福祉相談（月1回）

精神保健福祉相談員が対応

第1水曜

午後3時～午後5時まで



電話

092-738-0010

ファックス

092-791-7687

メール

shougai110@c-fukushin.or.jp

来所

障がい者110番相談室

福岡市中央区荒戸3丁目3-39 福岡市市民福祉プラザ4階

ホームページ <http://c-fukushin.or.jp/consultation-desk>

※ホームページには、このパンフレットのテキスト版があります。

相談は無料
秘密厳守です

障がいのある人の
権利擁護

福岡市

障がい者
110番



社会福祉法人 福岡市身体障害者福祉協会



こんなことで困っていませんか？

障がいがあることで「障がいのない人たちとは違う扱いを受けて困った」、「自分の障がいにあった必要な工夫ややり方をしてもらえなかった」ことはありませんか？

交通機関で・・・



交通機関で、わかりやすく説明を受け、目印のところまで案内がありました。

お店で・・・



時間のすり合わせをしたら、車いす移動の手伝いで、ゆっくり食事できました。

お部屋探して・・・



不安症状で困ることを伝えたら、安心できるお部屋を一緒に考えてくれました。

会議で・・・



わかりやすく説明する方がいてスムーズに参加できました。

災害時に・・・



避難所で、聴覚障がい向けのコミュニケーションボードがありました。



参考資料：内閣府発行「障害者差別解消法ができました」より抜粋



障がいのある人の社会的障壁(バリア)を取り除くのは、社会の責務です。

障がいの状態は多様であり、それぞれが「バリア」と感じるものも多様です。少しでも自分とは異なる状況にある人の「困りごと」や痛みに気づき、障がいのあるなしにかかわらず、共感できるようになることから始めましょう。そして、障がいのある人との交流のなかで障がいのある人もない人もお互いにできることを伝えあうこと(建設的な対話)がお互いの理解を深めていけます。一人ひとりが、差別をなくしていくという気持ちをもって、行動していくことが求められます。

不当な差別的取扱い
は禁止されています。

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、場所や時間帯などを制限すること、障がいのない人にはつけない条件をつけることなどが禁止されています。▶ 正当な理由があると判断した場合は、その理由を説明し、理解を得るよう努めることが大切です。

合理的配慮の提供
が求められています。

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としている意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応することが求められています。▶ 重すぎる負担があるときでも、なぜ負担が重すぎるの理由を説明し、別の方法を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

福岡市障がい者
差別解消条例

福岡市障がいを理由とする差別をなくし、障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例

障がいのある人、その家族、事業者の方へ
こんなときのためにあります。



建設的対話による
解決のお手伝いをします。

差別解消相談の窓口
福岡市障がい者110番



どんなことで
お困りですか？

障がいがある人の
困っている状況や、事業者の
できることを確認し、「必要な工夫」
「違う方法がないか」を一緒に
考えていきましょう。

- 説明・情報提供
- 調整・あつせん
- 関係機関へ通知
- その他必要な支援